

平成26年6月13日招集

平成26年 第5回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第66号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第67号	佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第68号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第69号	佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第70号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第71号	消防ポンプ自動車（C D - 型）購入契約の締結について	20
議案第72号	小型動力ポンプ付水槽車（2.5 t）購入契約の締結について	21
議案第73号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について	22
議案第74号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第75号	平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第76号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日提出

議案第66号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市税条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項まで）」を「財産（同法第40条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、

第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第33条及び」を「第33条第1項及び第2項並びに」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用す

る。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第19条の4から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を附則第20条の3とする。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第22条から附則第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

第2条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第19条の3を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

第1条中附則第22条の改正規定 公布の日

第1条中第34条の4の改正規定並びに次条第1項及び第5項の規定
平成26年10月1日

第1条中附則第4条の2、第19条の3第2項及び第22条の2から第25条までの改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

第1条中第82条の改正規定並びに附則第3条及び第5条(第1条の規定による改正後の佐渡市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

第1条中第33条第5項の改正規定並びに附則第20条の4第5項第3号の改正規定(「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。)及び附則第21条の2の改正規定 平成28年1月1日

第1条中第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第4条及び第5条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

第1条中第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成28年10月1日

第1条中附則第7条の4、第16条の3、第19条、第19条の2及び第19条の4から第20条の3までの改正規定、附則第20条の4の改正規定(同条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)、附則第20条の5の改正規定並びに第2条の改正規定 平成29年1月1日

第1条中第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 この条例による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の 表以外の部分	第82条	佐渡市税条例の一部を 改正する条例附則第5 条の規定により読み替 えて適用される第82条
新条例附則第16条の 表第82条第2号アの 項	第82条第2号ア	佐渡市税条例の一部を 改正する条例附則第5 条の規定により読み替 えて適用される第82条 第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第67号

佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市誘致校奨学金貸与条例（平成22年佐渡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在学している者」を「在学し、又は入学を許可された者」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

奨学金の額は、学費の全額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定による改正後の佐渡市誘致校奨学金貸与条例を施行するために必要な貸与の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第68号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例(平成16年佐渡市条例第283号)の一部を次のように改正する。

別表第1 単独住宅の表中

「

中高野単独住宅	佐渡市加茂歌代1277番地
	佐渡市加茂歌代1266番地

」

を

「

中高野単独住宅	佐渡市加茂歌代1277番地
---------	---------------

」

に改める。

別表第3 中高野単独住宅の部佐渡市加茂歌代1266番地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のと
おり制定する。

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市病院事業の設置等に関する条例（平成21年佐渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号クを次のように改める。

ク 歯科口腔外科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例(平成16年佐渡市条例第308号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理(第35条 第42条)」を 「第5章 避難管理
第5章の2 屋外
(第35条 第42条) に改める。
催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)」

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理
(指定催しの指定)

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第49条に次の1号を加える。

第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の佐渡市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない。

議案第71号

消防ポンプ自動車（CD - 型）購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 消防ポンプ自動車（CD - 型）
- 2 契約数 2台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 28,080,000円
- 5 契約の相手方 栃木県宇都宮市江曾島町1365番地1
株式会社ネイチャー
代表取締役 山本 努

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第72号

小型動力ポンプ付水槽車（2.5 t）購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------|
| 1 契約の対象 | 小型動力ポンプ付水槽車（2.5 t） |
| 2 契約数 | 2台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 40,170,000円 |
| 5 契約の相手方 | 新潟県上越市大字中田原80番地28
株式会社大昭商事
代表取締役 清水 信博 |

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

- 議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第74号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第75号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

追 加 目 次

議案第77号	相川小学校既存校舎解体工事請負契約の締結について	1
--------	--------------------------	---

議案第77号

相川小学校既存校舎解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 相川小学校既存校舎解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 153,360,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市相川大間町45番地
株式会社近藤組
代表取締役 近藤 光雄

平成26年6月13日 提出

佐渡市長

甲斐 元也